

令和7年度3月補正予算(第1号)に係る新規及び主要事業説明資料一覧表

課名	事業名	予算額(千円)	頁
企画財政課	定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業	125,207	1
市民窓口課	戸籍への氏名の振り仮名法制化事業	4,368	3

計 2 事業

令和7年度3月補正予算（第1号）に係る新規及び主要事業説明資料



会計名	一般会計			事業	定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業			担当課	企画財政課
事業実施期間	令和7年度			款	2	項	1	目	4
令和7年度			令和6年度				令和5年度		
当初予算額			決算見込額				決算額		
千円			千円				千円		
令和7年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)								
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源	
125, 207 千円	125, 207								

○事業の目的・効果

令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税の定額減税が行われたが、その恩恵を十分受けられない、かつ、低所得者支援の給付金の対象にならない所得層に対して定額減税を補足する給付金を支給することにより、物価高騰による負担を緩和するもの。

○事業の内容

1 支給対象者

令和7年度の課税台帳が岩倉市にあり（令和7年1月1日時点で岩倉市に住民登録があるなど）、次の事情により、定額減税及び当初調整給付の支給額に不足が生じる者。

- ①令和6年度において実施した定額減税を補足する給付（調整給付）の算定に際しては、令和5年所得等をもとにした推計額を用いて算定したことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績が確定した後に、本来給付すべき額と調整給付額との差が生じた者。
- ②令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がなく、かつ、税制度上扶養親族対象外であり、かつ、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない者。

2 給付対象者数等（見込）

- (1) ①の給付対象者 5,600 人（扶養親族等含む。）
- (2) ②の給付対象者 600 人
- (3) 給付対象納税義務者数 4,300 人
- (4) 給付支援者数（(2) + (3)） 4,900 人

3 給付額

- (1) ①の給付対象者 当該不足する額を1万円単位で切り上げて算定した額
- (2) ②の給付対象者 原則4万円

4 給付時期

給付対象納税義務者に対しては、令和7年7月以降に確認書等を送付する予定。また、給付対象者②については令和7年7月以降、必要書類とともに申請していただく。いずれも手続きが済みしだい、速やかに給付金を支給する。

○積算根拠

【歳出】

事務費 17,207 千円

会計年度任用職員報酬 225 千円、時間外勤務手当 900 千円、消耗品費 300 千円

郵送料 1,432 千円、電話料等 200 千円、振替手数料 873 千円

確認書封入封緘等業務委託料 2,070 千円

定額減税補足給付金（不足額給付）給付業務人材派遣委託料 2,089 千円

定額減税及び補足給付対応システム改修等委託料 7,760 千円

定額減税及び補足給付対応システム保守業務委託料 916 千円

情報機器等賃借料 442 千円

事業費 108,000 千円

定額減税補足給付金（不足額給付）

15,000 円×5,600 人＝84,000,000 円

40,000 円×600 人＝24,000,000 円

【歳入】

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 125,207 千円

低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠事務費 17,207 千円

低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠事業費 108,000 千円

令和7年度3月補正予算（第1号）に係る新規及び主要事業説明資料



会計名	一般会計		事業	戸籍への氏名の振り仮名 法制化事業			担当課	市民窓口課
事業実施期間	令和7年度～8年度		款	2	項	3	目	1
令和7年度		令和6年度				令和5年度		
当初予算額		決算見込額				決算額		
千円		千円				千円		
令和7年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)							
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
4,368 千円	4,255							113

○事業の目的・効果

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）により、戸籍の記載事項に氏の振り仮名及び名の振り仮名（以下「振り仮名」という。）が追加されることとなった。

そのため、改正法附則第9条第4項に基づき、本市に本籍がある者に対して戸籍に記載する予定の振り仮名を通知するもの。

なお、改正法は、令和7年5月26日に施行される。

○事業の内容

1 記載する予定の振り仮名の通知

戸籍情報システムから抽出した情報を基に氏名の振り仮名を記載した通知書を、令和7年8月以降、順次、筆頭者等あてに送付する。

なお、通知書は本籍地の自治体から送付する。

2 氏名の振り仮名の届出

(1) 通知した振り仮名に変更がない者は、振り仮名の届出は不要。

(2) 通知した振り仮名が実際の振り仮名と異なる場合は、改正法の施行日から1年以内（令和8年5月25日まで）に、市役所窓口、郵送及びマイナポータルを利用して正しい振り仮名を届出る。

3 振り仮名の記載（改正法の施行日から1年後）

(1) 改正法の施行日から1年以内に氏名の振り仮名の届出がない場合は、管轄法務局長等の許可を得て、令和8年5月26日以降に、通知した氏名の振り仮名が戸籍に記載される。なお、この場合は1回に限り、本人の届出により、戸籍に記載された氏名の振り仮名を変更することができる。（この場合、家庭裁判所の許可は不要。）

(2) 改正法の施行日から1年以内に氏名の振り仮名の届出をした場合は、これが受理されることで、届出した氏や名の振り仮名が順次戸籍に記載される。なお、この場合、戸籍に記載された氏名の振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要となる。

4 その他

この制度開始後に出生届や帰化届等により、初めて戸籍に記載される場合は、出生届や帰化届の届出時に併せて振り仮名を届出ること、振り仮名が記載される。

○積算根拠

【歳出】

郵送料 1,996 千円

戸籍への氏名の振り仮名確認通知書作成業務委託料 2,372 千円

【歳入】

社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,255 千円